

他の社会保障制度における市町村事業の仕組み

	介護保険制度	障害者自立支援法	次世代育成支援																		
	<p>〔地域支援事業〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 1. 必須事業 ①介護予防事業 ②包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務) 2. 任意事業 ①介護給付費等費用適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他の事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能)</p> <p>(財政支援・財源構成) 地域支援事業の実施に必要な費用について、<u>上限額(※)の範囲内において、以下の財源構成により、関係者が負担。</u> ※当該市町村の介護給付費の3%以内</p> <div data-bbox="459 1125 840 1444"> <table border="1"> <caption>【財源構成】</caption> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防事業</td> <td>19%</td> <td>31%</td> <td>25%</td> <td>12.8%</td> <td>12.5%</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業・任意事業</td> <td>19%</td> <td>5%</td> <td>40.5%</td> <td>20.2%</td> <td>12.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「1号」・・・65歳以上の保険料 ※「2号」・・・40～64歳の保険料</p> </div>	事業種別	1号	2号	国	都道府県	市町村	介護予防事業	19%	31%	25%	12.8%	12.5%	包括的支援事業・任意事業	19%	5%	40.5%	20.2%	12.5%	<p>〔地域生活支援事業〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 1. 必須事業 ①相談支援事業 ②コミュニケーション支援事業 ③日常生活用具給付等事業 ④移動支援事業 ⑤地域活動支援センター機能強化事業 2. 任意事業 福祉ホーム事業などのメニュー事業のほか、<u>各自治体の創意工夫による事業実施が可能。</u></p> <p>(財政支援・財源構成) 地域生活支援事業の実施に必要な費用について、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助。</u> 具体的には、<u>事業実績と人口による基準により、各年度の国庫予算額を配分</u> (国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4)</p> <p>※なお、市町村による事業のほか、<u>都道府県による事業(専門性の高い相談支援事業や研修事業等)あり。</u></p>	<p>〔次世代育成支援対策交付金〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 (※必須事業はなく、すべて任意。) ・乳児全戸家庭訪問事業 ・養育支援家庭訪問事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) ・延長保育促進事業 等 ・<u>その他事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能。)</u></p> <p>(財政支援・財源構成) 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助するもの。</u> 具体的には、<u>事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。</u> ※ 事業毎に一定額が補助される仕組みではない。 (国:1/2、市町村:1/2)</p>
事業種別	1号	2号	国	都道府県	市町村																
介護予防事業	19%	31%	25%	12.8%	12.5%																
包括的支援事業・任意事業	19%	5%	40.5%	20.2%	12.5%																